

横浜市からのお知らせ

償却資産申告書の提出をお願いします。

提出期限は令和3年2月1日(月)です！

■固定資産税(償却資産)の申告書提出・課税に関するお問合せ先 横浜市償却資産センター(財政局償却資産課)

〒231-8343 横浜市中区真砂町2丁目22番地 関内中央ビル 10階

Tel.045(671)4384 Fax.045(663)9347

受付時間：午前8時45分～午後5時15分(土・日・祝日・年末年始を除く)

※区役所ではお取り扱いしておりませんのでご注意ください。

※横浜市償却資産センターは、令和2年12月21日(月)に移転予定です。

移転先：横浜市中区山下町2番地 産業貿易センタービル 5階

詳細は市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/madoguchi/shoukyaku-center.html>

横浜市 償却資産センター

■新型コロナウイルス感染症に関する軽減措置

新型コロナウイルス感染症のまん延防止のための措置に起因して、事業収入が減少した中小企業者等が所有する事業用家屋及び償却資産については、令和3年度分に限り、**固定資産税の軽減措置**があります。

軽減を受けるためには、令和3年2月1日(月)までに申告が必要
詳細は市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/koseki-zei-hoken/zeikin/shizei/koteishisan/koteishuunyuugen.html>

横浜市 新型コロナ 固定資産税

申告書の提出は便利な電子申告をご利用ください！

ホームページ：<https://www.eltax.lta.go.jp/> もしくは、検索サイトをご覧ください。

エルタックス
eLTAX



エルタックス